

健衛発0128第1号
平成22年1月28日

各〔都道府県〕
〔政令市〕
〔特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

国土交通省が行うドライクリーニング業を営む工場に対する実態調査への
協力依頼について

標記について、ドライクリーニング業を営む複数の事業者において、建築基準法違反が発覚したことから、国土交通省において全国のクリーニング工場を対象として、建築基準法の用途規制に係る実態調査を行うため、別添のとおり当該調査への協力要請がありました。

つきましては、下記事項にご留意の上、貴管内の保健所へ周知するとともに、調査に必要な情報提供等について協力していただきますようお願いいたします。

記

1. 調査について

- (1) 調査対象は、クリーニング所（取次店及びドライクリーニングを行っていないものを除く。）であること。
- (2) 個々のクリーニング所に対する調査の実施は、建築物に関する調査・監督権限を有する特定行政庁が行うこと。

2. 情報提供等について

- (1) 情報提供は、各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部局から、各都道府県の建築主務部局に対し行うこととし、各都道府県の建築主務部局からの連絡を受けた後、必要な情報を提供すること。
- (2) 提供内容は、所在地、名称、代表者、連絡先（把握している場合は使用溶剤の情報）その他調査のために必要な情報とすること。
- (3) 情報提供後、平成22年3月31日までの間に新設等の変更が生じた場合は、適宜情報提供すること（照会があった場合はその都度）。

3. その他

情報提供の内容等については、それぞれの特定行政庁から所轄の保健所等へ照会する
場合があること。

（注）特定行政庁（建築基準法第2条第35号）

建築主事（建築確認を行う資格者）を置く市町村の区域については当該市町村の長、その他の
市町村の区域については都道府県知事

（照会先）

厚生労働省健康局生活衛生課 新津、小山

電 話：03-5253-1111（代表）（内2431、2437）

03-3595-2301（直通）

F A X：03-3501-9554

(別添)

平成22年1月25日

厚生労働省健康局生活衛生課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

国土交通省住宅局市街地建築課長

ドライクリーニング業を営む工場に係る調査への協力について

昨年来、ドライクリーニング業を営む複数の事業者において建築基準法に違反する実態が明らかとなったことを受け、国土交通省では、全国のドライクリーニング工場(取次所を除く。)を対象として、建築基準法の用途規制に係る実態調査を行うこととしております。

調査は、都道府県を經由して、建築物に関する調査・監督権限を有する特定行政庁を通じて実施いたしますが、調査を迅速かつ的確に実施するためには、ドライクリーニング業を営む工場の所在地等に係る情報について、クリーニング業法を所管する貴省及び地方公共団体のクリーニング業法関係部局の協力が必要であると考えております。

つきましては、貴職におかれましては、地方公共団体のクリーニング業法関係部局に対し、必要な情報提供等、本調査に対する協力を要請していただきますようお願いいたします。